

## 第4章 総合的な評価



---

## 第4章 総合的な評価

---

### 第1節 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理

本事業は、両市町が計画している広域ごみ処理施設の整備・運営事業である。

本事業の実施により生活環境に及ぼす影響について、事業計画及び計画地とその周辺地域の状況を考慮のうえ項目を選定し、現地調査を実施して予測、影響の分析を行った。

本事業は、選定した調査項目（大気質、騒音、振動、悪臭、低周波音、交通、景観及び日照障害）において、いずれの項目においても生活環境に及ぼす影響を可能な限り回避又は低減するように努めており、環境保全目標を満足できるものと評価した。

さらに、環境保全措置を適切に実施することから、総合的に見ても生活環境の保全に支障のないものと評価した。

## 第2節 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容は、表4-2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表4-2-1(1) 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

	影響要因	環境保全措置
大気質	煙突排出ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 各種規制基準等より厳しい煙突排出ガスの自主規制値を定め、処理効率の高い排出ガス設備を導入する。</li> <li>➤ 排ガス（有害物質等）や燃焼温度の連続測定機器を設置する。</li> </ul>
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 粉じん発生箇所は、全て建屋内に收容する。</li> <li>➤ 施設内負圧化による外部への飛散を防止する。</li> <li>➤ 設備機器は防じんカバー等により、粉じんの発生・飛散しにくい構造を採用する。</li> <li>➤ 粉じん発生箇所から吸引し、集じん器による処理を行う。</li> <li>➤ プラットホーム出入り口にはエアカーテン及び自動扉を設置し、外部に粉じんが飛散するのを防止する。</li> </ul>
騒音	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 低騒音型の設備機器を採用する。</li> <li>➤ 騒音発生源は、全て建屋内に收容する。</li> <li>➤ 必要に応じて内壁等に吸音材を設置する。</li> <li>➤ できる限り敷地境界までの距離をとり、距離による騒音の減衰を図る。</li> </ul>
振動	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 低振動型の設備機器を採用する。</li> <li>➤ 振動を発生する設備機器は、発生源の程度に応じ、コンクリート基礎、防振ゴム等を用いた構造とし、振動の伝搬抑制を図る。</li> </ul>
悪臭	煙突排出ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 焼却炉においては、高温燃焼により悪臭物質を熱分解して臭気を取り除く。</li> </ul>
	施設からの悪臭の漏えい	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 悪臭の発生が想定される箇所は密閉化を原則とする。</li> <li>➤ プラットホーム出入り口にはエアカーテン及び自動扉を設置し、外部に臭気が漏えいするのを防止する。</li> <li>➤ ごみ投入扉は、必要時以外は閉鎖し、外部に臭気が漏えいするのを防止する。</li> <li>➤ ごみピット内を負圧にすることにより、外部に臭気が漏えいするのを防止する。</li> <li>➤ ごみ収集車は、汚水が漏えいしないように密閉構造となったものを使用する。</li> <li>➤ プラント排水等から発生する悪臭については、適正な排水処理を行った後、施設内で再利用する。</li> </ul>

表4-2-1(2) 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

	影響要因	環境保全措置
低周波音	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 低周波音の発生源となる破碎機、送風機、圧縮機、発電機及びタービン等については、建屋への収納、消音器の装着、防音施工を行う計画である。</li> <li>➤ 屋上の設備機器については、必要に応じて目隠し板等による遮音や吸音ルーバーを設置する等の対策を行う。</li> <li>➤ 計画施設の配置は、人家等からできる限り距離をとり、距離による低周波音の減衰を図る。</li> </ul>
景観	施設が存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実施設計においては、埼玉県景観形成基準に基づき、周辺環境にふさわしい建物色彩や形状を検討する。</li> <li>➤ 計画施設は、コンパクト化を図るため、合棟（熱回収施設及びリサイクルセンター）を基本とする。</li> <li>➤ 建物高さは、可能な限り低く抑え、景観に配慮した形状とする。</li> <li>➤ 煙突は、計画施設と一体とするなど、可能な限り高さを感じさせないように配慮する。</li> <li>➤ 煙突は、白煙防止機能を備えた設備設計とする。</li> <li>➤ 計画地内には、樹木ゾーンや法面等の緑化を行うことで周辺環境との調和を図る。</li> <li>➤ 施設のデザイン計画として、壁面・屋上緑化、色彩はアースカラーなどとし、周辺環境との調和を図る。</li> </ul>
日照阻害	施設が存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画施設は、周辺人家等から遠い計画地内の北西側に配置する。</li> <li>➤ 熱回収施設の建物形状及び高さについて、日影を考慮した詳細設計を行う。</li> </ul>

### 第3節 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容は、表4-3-1(1)～(2)に示すとおりである。

表4-3-1(1) 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

	影響要因	環境保全措置
大気質	煙突排出ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 排ガス（有害物質等）や燃焼温度の連続測定を実施し、常時監視する。</li> <li>▶ 各設備は定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。</li> <li>▶ ごみの分別回収等の推進を図り、適切な可燃ごみの焼却に努める。</li> <li>▶ 一般廃棄物ごみ処理基本計画に基づき、ごみの発生量を削減する。</li> </ul>
	廃棄物等運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 運搬業者に対して、制限速度の遵守、アイドリングストップ、空ぶかしの禁止について指導・要請を行っていく。</li> <li>▶ 運搬業者に対して、始業前点検を励行し、不良な車両等の使用禁止や適正な運行管理の徹底を指導・要請する。</li> <li>▶ 収集業者の車両更新時には、低公害車等の積極的な導入を要請する。</li> <li>▶ 収集車両の分散化を図るため、計画的な収集計画を検討する。</li> </ul>
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ほこりや粉じんが発生しやすい箇所には、散水設備を設け適宜散水する。</li> <li>▶ 施設内及び場内は、適宜清掃し、粉じんの発生を防止する。</li> </ul>
騒音	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 設備機器の使用にあたっては、点検・整備を十分に行い、不要な騒音を回避する。</li> </ul>
	廃棄物等運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 運搬業者に対して、制限速度の遵守、アイドリングストップ、空ぶかしの禁止について指導・要請を行っていく。</li> <li>▶ 収集車両の分散化を図るため、計画的な収集計画を検討する。</li> </ul>
振動	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 設備機器の使用にあたっては、点検・整備を十分に行い、不要な振動を回避する。</li> </ul>
	廃棄物等運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 運搬業者に対して、制限速度の遵守、アイドリングストップ、急発進・急加速をしないなどのエコドライブについて指導・要請を行っていく。</li> <li>▶ 収集車両の分散化を図るため、計画的な収集計画を検討する。</li> </ul>
悪臭	煙突排出ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 燃焼の悪化により焼却灰や排ガス中に未燃焼有機物が残留すると悪臭源となるため、十分な灰の後燃焼とガスの燃焼完結に考慮した炉の設計及び慎重な維持管理を行う。</li> </ul>
	施設からの悪臭の漏えい	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 場内は適宜清掃する。</li> </ul>

表4-3-1(2) 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

		影響要因	環境保全措置
低周波音	施設の稼働		<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 施設出入口にはシャッターを設け、夜間及び休日についてはシャッターを閉める。</li> <li>➤ 設備機器の使用にあたっては、点検・整備を十分に行い、不要な低周波音を回避する。</li> </ul>
	交通	廃棄物等運搬車両の走行	<p style="text-align: center;"><b>交通混雑</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 収集計画を十分に検討し、特定の時間帯に車両が集中しないよう、適切な運行管理を行う。</li> <li>➤ ごみの発生量を抑制することで廃棄物等運搬車両の走行台数の削減を図る。</li> </ul>
			<p style="text-align: center;"><b>交通安全</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 廃棄物等運搬車両の走行にあたっては、制限速度を厳守し、交通安全に配慮する。</li> <li>➤ 運搬業者に対して、安全教育の徹底について指導・要請を行う。</li> <li>➤ ごみの発生量を抑制することで廃棄物等運搬車両の走行台数の削減を図る。</li> <li>➤ 直接搬入車両の走行にあたっては、規制速度の厳守等、交通安全の協力を要請する。</li> </ul>